

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないよう
求める意見書

過去の沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者に靈を慰めるために、戦跡としてはわが国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。

同地域には、戦争で犠牲を強いられた民間人や命を落とした兵士の遺骨が残されている。本年8月に戦後77年を経過するが、今でも戦没者の遺骨収集が行われており、先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは、人道上許されるものではない。

よって、本村議会は、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨が混入した土砂をあらゆる埋め立てに使用しないこと。
2. 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、引き続き、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を急ぐこと。

以上を、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月16日

即日原案可決

大阪府南河内郡千早赤阪村議会